

JC-STAR制度に対するよくある質問について

(独)情報処理推進機構セキュリティセンター



- 2024年11月28日時点での「よくある質問」に対する回答です。
- 今回取り上げていない質問に対しては、今後、適宜追加していきます。
 - ホームページで公開していきます
- 今後の制度運営状況によっては、回答内容が修正されることもあります。
 - 修正箇所がわかるように周知します。

(A) 適合ラベルの対象範囲

- このIoT製品は適合ラベルが取れますか(対象ですか)？
- コンポーネント／モジュールでも適合ラベルが取れますか？
- PC・タブレットベースの独自IoT製品で適合ラベルが取れますか？
- 適合ラベル取得製品Xをベースとした製品Yで適合ラベルを取る必要がありますか？
- 必須付随サービスってどんなものですか？

(B) 適合ラベルの意義

- 自己適合宣言による適合ラベルは意味があるのですか？
- 政府機関、重プラ事業者、地方公共団体等での調達要件となる時期やどの適合基準レベルが要件となるのかは、いつ頃決まる予定ですか？

(C) ★1適合ラベルの申請

- 適合ラベルの申請方法を教えてください
- 誰が申請できますか？
- どこまでの製造者確認が必要ですか？
- JC-STAR評価機関、JC-STAR検証事業者って何ですか？
- JC-STAR評価機関、JC-STAR検証事業者以外の検証事業者を使ってはいけないのですか？
- 申請に必要なことは何ですか？
- 適合ラベルはどのように使う必要がありますか？
- 適合ラベルは必ず表示しなければなりませんか？
- 適合ラベル取得申請料はいくらですか？
- 適合ラベルは製品型番ごとに別々の申請が必要ですか？
- 複数の製品型番をまとめて一つの申請にする場合の注意点は？
- 適合ラベルはいつから取れますか？
- 適合ラベルは製品開発中でも非公開で取れますか？
- 適合ラベルが失効したら製品を回収しないといけませんか？

(D) ★1適合ラベルの有効期間

- ★1ラベルの有効期間がどの程度ですか？
- 適合ラベルに有効期間があるのはなぜですか？
- 適合ラベルの有効期間の延長申請はどうすればいいですか？
- 適合ラベル延長の申請料はいくらですか？
- 適合ラベルの有効期間の延長申請はいつからできますか？
- 延長申請中に有効期間が過ぎた場合、適合ラベルは失効ですか？
- 適合基準や評価手順のメジャーな改訂があった場合の猶予期間はどのくらいですか？

(E) 適合ラベルのアップデートサポート

- アップデートすると適合ラベルは失効しますか？
- 無償でアップデートをサポートしなければなりませんか？

(F) ★2以上の適合ラベル

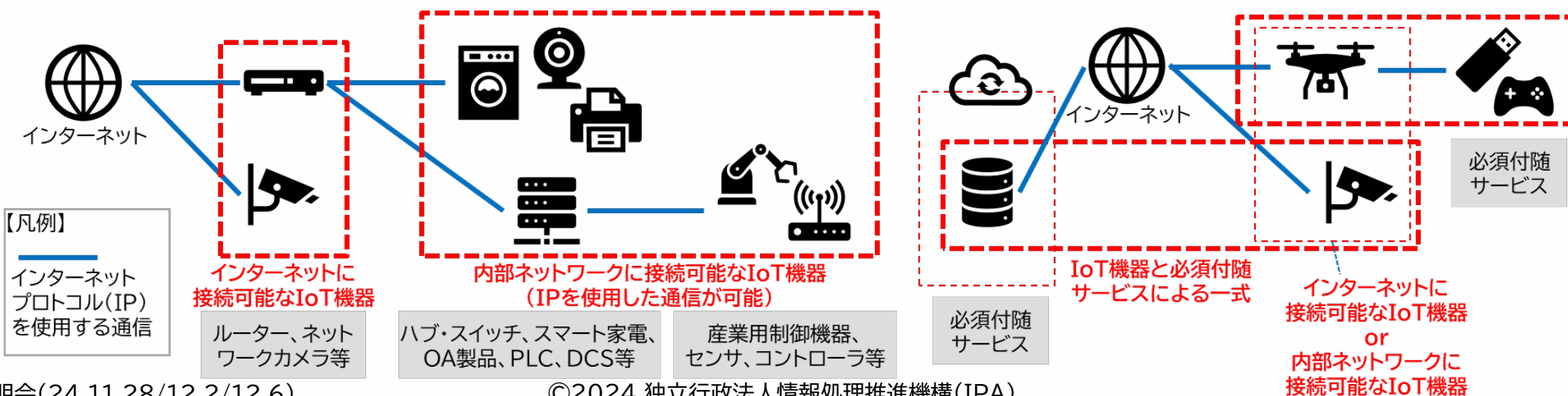
- 適合基準レベル★2～★4について、何によって適合すべき適合基準レベルが変わるのですか？
- ★2～★4について、今後何から作られるのですか？
- 適合基準レベル★2～★4ができるまで適合ラベルを取るのを待ったほうがいいですか？

(A) 適合ラベルの対象範囲

(A-1) このIoT製品は適合ラベルが取れますか(対象ですか)?

■ **IoT製品**: 供給者による販売又は利用者による購入の単位となるものであって、意図した目的を達成するための単独のIoT機器、又はIoT機器と必須付随サービスとで構成される一式

- ① **機器**が含まれている(機器に対してラベルが付与される)
- ② **インターネットプロトコル(IP)を使用したデータの送受信機能を持つ**
- ③ **直接・間接を問わず、インターネットにつながる(可能性がある／否定できない)**
- ④ **購入時に具備されているセキュリティ機能を利用し、アップデート以外で(調達者・利用者が自らの意志で)後からセキュリティ機能を追加することが困難／できない**



(A) 適合ラベルの対象範囲

① 機器が含まれている(機器に対してラベルが付与される)

- ➡ ● ソフトウェア、クラウドサービスなど、機器がない場合は対象外
- 必須付随サービスだけでは対象外

② インターネットプロトコル(IP)を使用したデータの送受信機能を持つ

③ 直接・間接を問わず、インターネットにつながる(可能性がある／否定できない)

➡ インターネット側からの攻撃ができる可能性がある場合は対象になるという考え

- 直接・間接問わず、インターネットにつながるなら対象
- 論理的な制御(アクセスコントロール)によって分離されていても「インターネットにつながる可能性がある／否定できない」と判断されるため、対象
- 物理的分離、又は完全な論理的切断による分離ならば「インターネットにつながる可能性がない」と判断できるので、ベンダーが対象／対象外の判断をしてよい

(A) 適合ラベルの対象範囲

④ 購入時に具備されているセキュリティ機能を利用し、アップデート以外で(調達者・利用者が自らの意志で)後からセキュリティ機能を追加することが困難／できない

➡ 利用者は購入時点でIoT製品に具備されているセキュリティ機能を利用することになるため、当該製品に対して必要なセキュリティ機能を予め具備することを求めることが主眼

- 
- 購入後にセキュリティ機能を追加することができる汎用のPC、スマートフォン、タブレット等は対象外

(A) 適合ラベルの対象範囲

(A-2) コンポーネント／モジュールでも適合ラベルが取れますか？

➡ 適合基準を満たすのであればコンポーネント／モジュールでも理論的にはラベルの取得は可能

(A-3) PC・タブレットベースの独自IoT製品で適合ラベルが取れますか？

➡ 以下の条件のすべてを満たしていればラベルの取得は可能

- I. セキュリティ機能のインストール(追加すること)を完全に自社のアプリが制御しており、当該アプリを回避して(自社のものに限らず、一切の)セキュリティ機能のインストールができないように作られている
- II. 自社アプリを削除したりフォーマットやOSの入替等をしたりしても、汎用のPC・タブレットとして利用できるようならない対策がされている
- III. 汎用OSベンダーが提供する脆弱性対応の適用を適切にコントロールできる(ディストリビューションとしてOSセキュリティパッチの独自配布等)

(A) 適合ラベルの対象範囲

(A-4) 適合ラベル取得製品Xをベースとした製品Yで適合ラベルを取る必要がありますか？

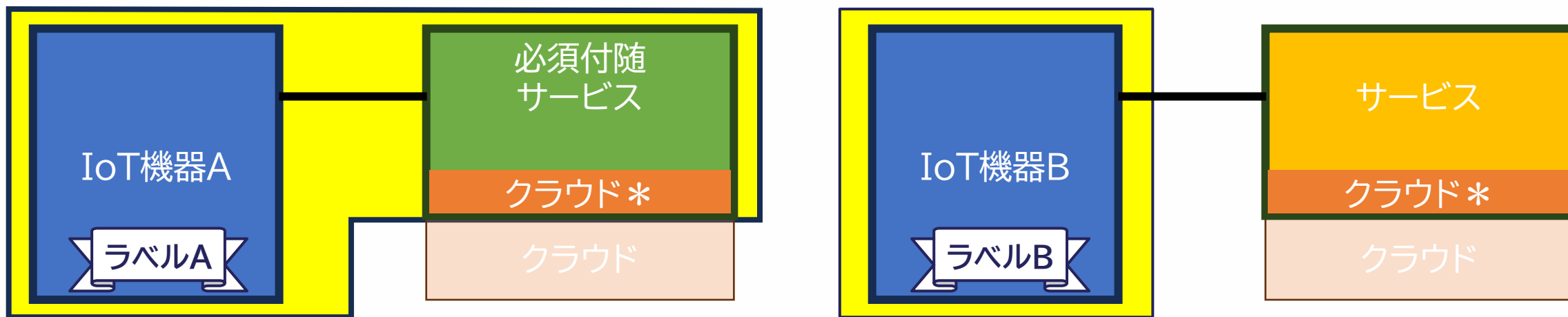
- ➡ ● 製品Yでラベルを取り直すのが原則
 - ファームウェアの開発企業として「製品Xの生産会社名」及び「適合ラベル登録番号」を記載
- セキュリティ機能の条件が変わっていないことが担保されていれば、製品Yはラベル取得製品Xのセキュリティ機能を使っていると表示可能。ただし、製品Xのラベルが製品Yのラベルとみなされることがあり得ることに十分に注意し、誤認されないような表示・表現が必要



(A) 適合ラベルの対象範囲

(A-5) 必須付随サービスってどんなものですか？

- ➡ ● IoT機器本体単体では意図した目的を提供できない場合に、当該IoT機器に付随して提供することが必須となるデジタルサービス
 - 必須付随サービスの範囲はベンダーが判断
- 必須付随サービスの提供形態については、「対向となるIoT機器とセットで提供」という条件以外の制約はない



*: サービスが直接的に利用するクラウド領域

(B) 適合ラベルの意義

(B-1) 自己適合宣言による適合ラベルは意味があるのですか？

- ➡ ● 低コストかつ短期間でラベル取得可能とすることでベンダーの負担を軽減
- 自己適合宣言といえども、ベンダーは宣言をした責任を負う & 製品情報提供ページで公表
 - 問い合わせ窓口、脆弱性報告窓口の設置を義務化
 - 脆弱性開示ポリシーの公開
 - 適合ラベル有効期間内のセキュリティアップデート提供義務化
 - アップデート情報通知についての同意を要求
 - 証跡の保管義務
 - サーベイランス時の証跡提出・説明
- 「有効期間の設定」と「疑義が生じた場合に、事後的に検査やサーベイランスを実施し、その結果次第で適合ラベル取消しも有り得る」仕組みを入れることでラベルの信頼性のバランスを確保

(B) 適合ラベルの意義

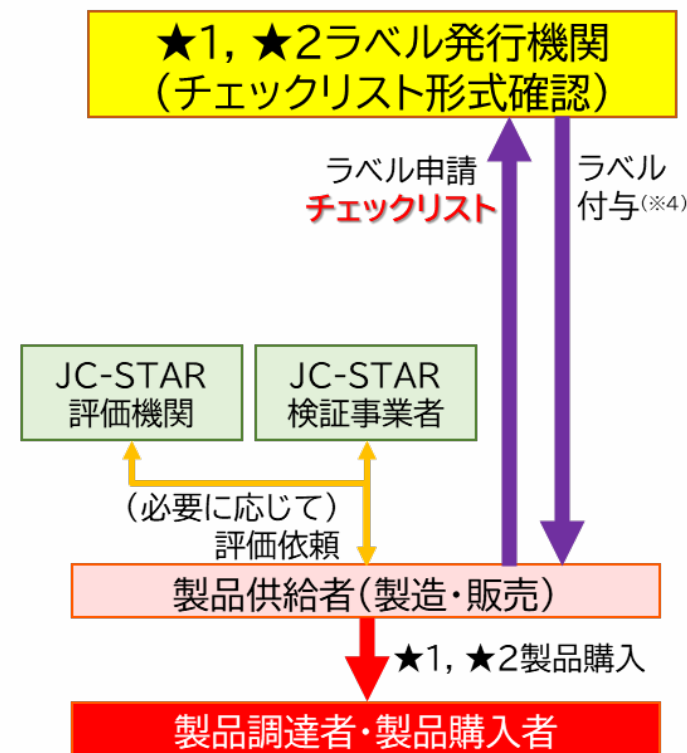
(B-2) 政府機関、重インフラ事業者、地方公共団体等での調達要件となる時期やどの適合基準レベルが要件となるのかは、いつ頃決まる予定ですか？

- ➡ ● IoT製品を調達する各組織が調達要件や時期を最終的に決定
- 制度としては「調達要件にラベル取得を入れるべき」というルールや指針を示すこと
- 政府機関等に対しては、2024年7月の政府統一基準ガイドラインに記載済み
- 地方公共団体や重要インフラ事業者向けには、政府統一基準と同様の記載を各ガイドライン・手引書等に反映していくように調整中

(C) ★1適合ラベルの申請

(C-1) 適合ラベルの申請方法を教えてください

1. IoT製品ベンダー
 - ★1適合基準・評価手順に従って自ら評価を行い、チェックリストを作成
 - 必要に応じて、JC-STAR評価機関・検証事業者等に評価を依頼可
2. IoT製品ベンダー
 - 申請書と作成したチェックリストを添えて、IPAにラベル申請
 - チェックリストの提出に当たり、IPAへの証跡提出は不要
 - 適合ラベルの有効期間中は証跡の保管義務があることに留意
3. IPA 【申請後、おおむね**2週間程度**を想定】
 - 経済産業省とともに必要な確認作業を行ったうえで、ラベル申請受理
4. IoT製品ベンダー
 - 申請が受理されたら、新規申請手数料をIPAに支払い
5. IPA 【支払確認後、おおむね**2週間程度**を想定】
 - そのIoT製品に対する適合ラベルを付与



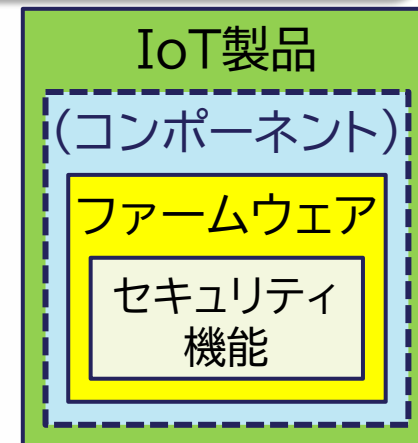
(C) ★1適合ラベルの申請

(C-2) 誰が申請できますか？

- ➡ ● 以下に該当する製品を販売する企業・組織・団体
 - 申請製品の製造ベンダー(申請企業)自身による申請【自社ブランドでのIoT製品】
 - 申請代行(※委任状が必要)
- 問合せ窓口、脆弱性報告窓口での日本語による対応が可能
- 日本語又は英語による申請

(C-3) どこまでの製造者確認が必要です？

- ➡ ● IoT製品の実際の製造ベンダーまで確認が必要
 - OEM/ODM製品の場合には、OEM/ODM委託先の企業名称まで
- IoT製品の実際のファームウェアの開発・保守体制まで確認が必要
 - 自社発注の委託先企業で実施する場合には委託先の企業名称まで
 - 部品・コンポーネントの生産会社からの供給で対応する場合には、部品・コンポーネントの製造企業名称まで



(C) ★1適合レベルの申請

(C-4) JC-STAR評価機関、JC-STAR検証事業者って何ですか？

- ➡ ● どちらも「チェックリスト」の評価方法で「**適合評価外部依頼**」を選択できる事業者。
製品ページで評価者を「**JC-STAR評価機関**」「**JC-STAR検証事業者**」と表記
 - JC-STAR評価機関：
NITEから★3以上の評価を行える適切な能力及び体制を整備していると認定された事業者
 - JC-STAR検証事業者：
「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「機器検証サービス」区分*)の登録事業者
- *) 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト https://www.ipa.go.jp/security/service_list.html

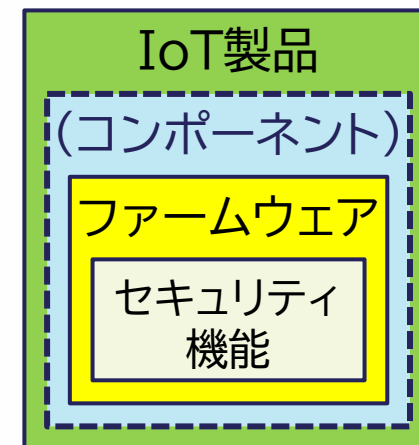
(C-5) JC-STAR評価機関、JC-STAR検証事業者以外の検証事業者を使ってはいけないのですか？

- ➡ ● 利用すること自体は問題なし
- ただし、「チェックリスト」の評価方法では「**自己適合評価**」を選択。
製品ページで評価者を「**自己適合評価**」と表記

(C) ★1適合ラベルの申請

(C-6) 申請に必要なことは何ですか？

- ➡ ● 申請段階で提供・同意いただく主な情報
 - 製造ベンダー名(OEM/ODM委託先を含めて)。原則、部品／コンポーネントベースではない
 - 製造国・地域
 - 製品情報(製品型番)
 - ファームウェアバージョン情報の提供
 - 問合せ窓口、脆弱性報告窓口の設置を義務化
 - 脆弱性開示ポリシーの公開
 - 適合ラベル有効期間内のセキュリティアップデート提供義務化
 - アップデート情報通知についての同意を要求
- 適合ラベル有効期間内に追加で提供いただく情報
 - ベンダーからの当該製品に関わるセキュリティアップデート情報
- 適合ラベル有効期間内のサーベイランス実施への同意
 - 証跡の保管、サーベイランス時の証跡提出・説明



(C) ★1適合ラベルの申請

(C-7) 適合ラベルはどのように使う必要がありますか？

(C-8) 適合ラベルは必ず表示しなければなりませんか？

- ➡ ● 筐体、取扱説明書、マニュアル、ポスター、パンフレット、ウェブサイト、プレスリリース、文書、スライド等に使用可能
- 適合ラベルの強制表示義務はない
- ラベルサイズは幅40mm、高さ20mmを基本。拡大・縮小の制限は設けない予定
- 二次元バーコードは「モデル2、バージョン6、誤り訂正レベルM、1セル当たり0.28mm、プリンタ解像度360dpi」
- 縦横の比率を変更しての拡大縮小、規定以外の色の使用・反転、回転・変形等、或いは一部分を隠したり他のマーク等と結合・重ねたりする等、適合ラベルとしての統一性・独立性・視認性を損なう恐れのある加工・変更は不可
- 完全・完璧なセキュリティの提供、脆弱性がないことの保証など、適合ラベルについて事実と異なる表示を行うことは禁止

(C) ★1適合ラベルの申請

(C-9) 適合ラベル取得申請料はいくらですか？

- ➡ ★1の取得申請料は **19.8万円(税込)**を予定
- ただし、申請数の推移見通し状況によっては(軽減方向で)見直す可能性あり

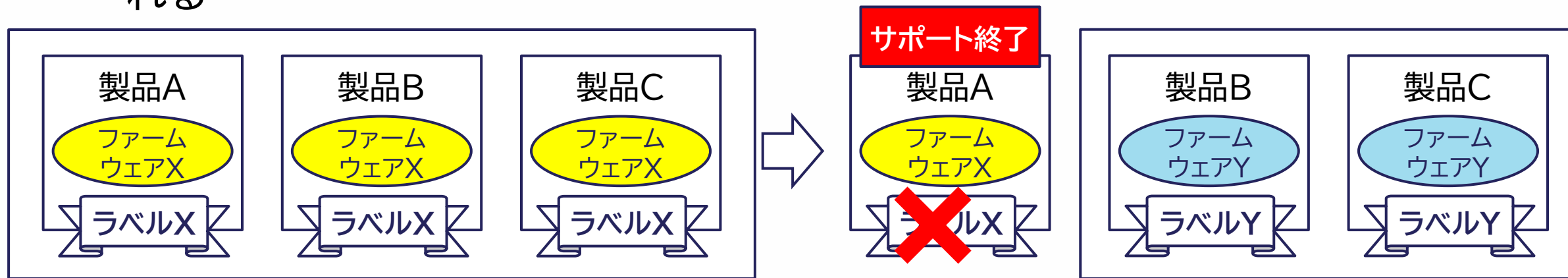
(C-10) 適合ラベルは製品型番ごとに別々の申請が必要ですか？

- ➡ ● セキュリティ要件が実装されている「ファームウェア(ソフトウェア)」での内容が「バージョン名」によって識別可能である場合に、同一の「バージョン名」の「ファームウェア(ソフトウェア)」を利用しているIoT製品はまとめて一つの申請をすることが出来る(複数の製品型番をまとめることが可能)
- 同系列のファームウェアでありながら複数の有効なバージョン(サポート対象となっているバージョン)が存在しているケースでは、バージョンごとの申請としてベースとなるバージョンを一つ選択(複数のバージョンをまとめて一つの申請とすることはできない)

(C) ★1適合ラベルの申請

(C-11) 複数の製品型番をまとめて一つの申請にする場合の注意点は？

- ➡ ● 一つの申請にまとめた製品型番は、セキュリティアップデートのタイミングやサポート期間などの対応が同じように行われると想定
- セキュリティアップデートのタイミングやサポート期間などの対応が予め異なることが想定されている場合には、一つの申請にまとめないほうがよい
- 途中でセキュリティアップデートのタイミングやサポート期間などの対応が異なった場合、ラベルの分離(新しい登録番号への継承など)が必要となることも考えられる



(C) ★1適合ラベルの申請

(C-12) 適合ラベルはいつから取れますか？

(C-13) 適合ラベルは製品開発中でも非公開で取れますか？

- ➡ ● 適合評価が完了できれば、任意のタイミングで申請可能。
ただし、評価完了日から申請日までは90日以内まで
- 適合ラベルは手続きが終了次第交付
- 製品情報提供ページの(詳細情報の)公開を希望日まで延期することは可能
 - 当初は「社名」「登録番号」等、製品情報に直接関連しない情報のみを公開
- 適合ラベルの有効期間の開始日は、適合ラベル発行決裁日基準

(C) ★1適合ラベルの申請

(C-14) 適合ラベルが失効したら製品を回収しないといけませんか？

- ➡ ● パッケージからのラベル除去、市場からの回収等の物理的な対応は不要
- ホームページでは当該ラベル削除、又は取消された旨の表示を速やかに実施
- 新規生産着手分での利用は禁止
- 製品情報提供ページでの「ラベルステータス」情報で確認可能

適合ラベルのステータス	概要
有効(Active)	適合ラベルが有効期間内にあり、 失効・取消しに該当する事由がない 状態
失効猶予(延長申請中(Extension procedure in progress))	適合ラベルの有効期間が満了しているが、 有効期間の延長申請手続きが行われている 状態
失効(有効期限切れ(Expired))	適合ラベルの有効期間が満了した後、 有効期間の延長が行われていない 状態
失効(自主取下げ(Withdrawn))	適合ラベルの有効期間内に、 IoT製品ベンダーからの申し出により、適合ラベルの効力を失効 させた状態
取消し(Revoked)	適合ラベルの有効期間内に、適合ラベルの取消し事由に該当する事象が発生し、定められた期間内にその事由を解消するための是正がなされなかった場合に IPAが強制的に適合ラベルの効力を停止 させた状態

- 適合ラベルが失効・取消しとなっても約10年は製品情報提供ページを維持予定
- 悪質な取消しの場合には注意喚起等を実施することも想定

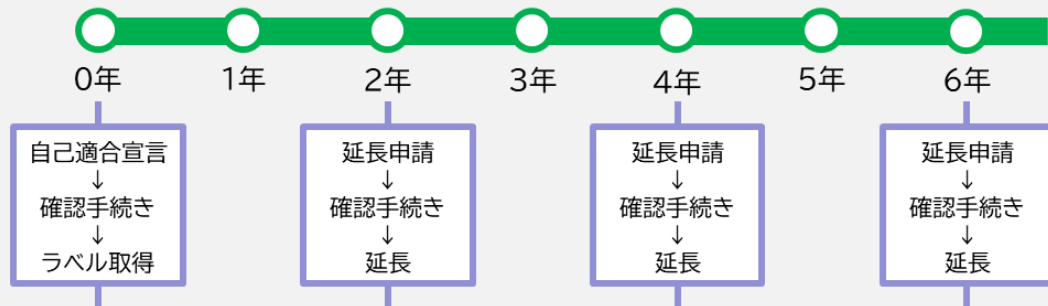
(D) ★1適合ラベルの有効期間

(D-1) ★1ラベルの有効期間がどの程度ですか？

自己適合宣言(★1、★2)

通常の場合

- 適合ラベル取得時の有効期間は「発行日から2年間(申出により短縮可)」
- 有効期間延長の申請回数に制限は設けない
- 延長申請が認められれば「有効期間を2年間延長(申出により短縮可)」



ラベル取得要求事項で定められた条件に反していない旨の自己宣言及び申請書類等について必要な確認手続(ほぼ初回適合ラベル申請と同様の確認手続)

適合基準・評価手順のメジャーな改訂※があった場合

- 有効期間の途中で適合ラベルは失効しない
 - 猶予期間終了後の延長申請は不可
 - 有効期間を延長したい場合は、適合ラベルの適合基準の選択変更申請を行う
- ※ 適合基準・評価手順の変更・新項目の追加等



(D) ★1適合ラベルの有効期間

(D-2) 適合ラベルに有効期間があるのはなぜですか？

- ➡ ● (最低限の)セキュリティアップデート提供義務がある期間を明確化
- 適合基準が更新されたにもかかわらず、更新前の適合基準のままの製品が残り続けることを防止
- 自己適合宣言の信頼性の確保・向上

(D-3) 適合ラベルの有効期間の延長申請はどうすればいいですか？

(D-4) 適合ラベル延長の申請料はいくらですか？

- ➡ ● 延長申請手続きそのものは新規申請と同様
- 製品情報提供ページの有効期間の変更のみ。登録番号の変更、適合ラベルの交換は行わない
- 申請料も新規申請料と同額

(D) ★1適合ラベルの有効期間

(D-5) 適合ラベルの有効期間の延長申請はいつからできますか？

- ➡ ● ★1の延長申請、選択変更申請は「90日前から」受付を行う予定

(D-6) 延長申請中に有効期間が過ぎた場合、適合ラベルは失効ですか？

- ➡ ● 「失効猶予(延長手続中(Suspended - Extension procedure in progress))」と表記。延長手続きが完了すれば「有効(Active)」に戻る

(D-7) 適合基準や評価手順のメジャーな改訂があった場合の猶予期間はどのぐらいですか？

- ➡ ● 通常は半年程度以上の猶予期間を確保することを想定
- 抜本改訂など、改訂が大規模になる場合には、1年程度とすることも想定内

(E) 適合ラベルのアップデートサポート

(E-1) ファームウェアアップデートすると適合ラベルは失効しますか？

- ➡ ● チェックリストの項目の判定に影響がなければそのまま有効
- チェックリストの項目の判定に影響する場合には失効する可能性が高い。影響度合いの説明を要求

(E-2) 無償でアップデートをサポートしなければなりませんか？

- ➡ 製品不具合修正・脆弱性対応のためのセキュリティアップデートの提供が放置されないようにする
- ▼
- 適合ラベルの有効期間中は原則として無償サポートが必要
 - 保守契約をしないと購入できない製品に限り、有償サポート(保守契約)も可

(F) ★2以上の適合ラベル

(F-1) ★2～★4について、何によって適合すべき適合基準レベルが変わるのですか？

- ➡ ● ★1、★2を主に民需、★3以上を主に政府調達、重要インフラ事業者等での利用を想定
- 想定脅威、アタックサーフェイス、保護すべき情報資産、求められる対策水準の違いによるセキュリティ要件の違い、及び、サプライチェーンリスク対応や実機検証テストの第三者検証などの面で異なる

(F-2) ★2～★4について、今後何から作られるのですか？

- ➡ ● ★2以上は適合基準制定の必要性があるかどうかを踏まえて作成
- ネットワークカメラと通信機器(ルータ等)から適合基準を作成する予定

(F) ★2以上の適合ラベル

(F-3) 適合基準レベル★2～★4ができるまで適合ラベルを取るのを待ったほうがいいですか？

- ➡ ● ★1での先行取得を検討していただきたい
- ★1を先行取得した後に★2～★4の適合ラベルへ変更申請する場合に、★2～★4で適合ラベルを取得する場合よりも不利とならないように配慮(例えば、変更申請料の減額など)

